

広島市規則第53号

令和7年7月31日

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

広島市長 松 井 一 實

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則の一部を改正する
規則

広島市消防団員等公務災害補償条例施行規則（昭和33年広島市規則第40号）の一部を次のように改正する。

第4条の2第1号中「拘置されている場合」の右に「若しくは留置施設に留置されて拘禁刑若しくは拘留の刑の執行を受けている場合」を加える。

第4条の2の5の表常時介護を要する状態の項中「17万7,950円」を「18万6,050円」に改め、同表随時介護を要する状態の項中「8万8,980円」を「9万2,980円」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の2の5の規定は、この規則の施行の日以後の期間に係る介護補償について適用し、同日前の期間に係る介護補償については、なお従前の例による。